配当公告

東京都中央区銀座二丁目六番一号
破産者　中央宣興株式会社
右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一六八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六、八二三、四三五、六四〇円
一、配当することのできる金額
金一、四五八、一六八、〇一七円
平成二十三年六月十五日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三一階成和明哲法律事務所
破産者中央宣興株式会社
破産管財人　辺見　紀男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字横沢字富永九番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　諏訪　義光
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
青森県弘前市大字下白銀町一五番地
相続財産管理人　弁護士　竹田　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目一番、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目一番九号エステートピアスズヤ二〇三号
被相続人　亡　平山　孝行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二浦和ＭＴビル二階浦和サライ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野木　尚郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草願成町三四番地の一五、最後の住所千葉県市川市広尾一丁目六番二四―二〇三号ルミエール広尾
被相続人　亡　津島史比古
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
千葉市中央区中央三丁目五番七号中央ハイツ七階
相続財産管理人　弁護士　大島有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区北加瀬二丁目八七九番地、最後の住所川崎市幸区北加瀬二丁目一七番四号
被相続人　亡　本多　京子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　上田　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市西福町三〇七二番地、最後の住所富山県小矢部市西福町四番五号
被相続人　亡　滋野　溥史
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
富山県高岡市大町一一番一〇号ＳＡＫＡＩ二階田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　智芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市二の丸町一三九番地三、最後の住所富山県射水市作道七四一番地一〇
被相続人　亡　大泉　征夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
富山県高岡市広小路一番二八号
相続財産管理人　作井　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区石川町二丁目二一番地、最後の住所愛知県知立市新池町古田二二番地六宝マンション知立二〇七号
被相続人　亡　徳永　紹雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
事務所愛知県刈谷市東陽町三丁目六八番地鬼頭ビル二階
相続財産管理人　弁護士　杉浦　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市奄美中二丁目六番地二三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　澤田　緑
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
愛知県安城市桜町一七番五号ＡＰビル三階
相続財産管理人　弁護士　大見　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市半城土町西裏七五番地一、最後の住所愛知県安城市朝日町八番一九号泉荘三
被相続人　亡　藤井　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
愛知県安城市御幸本町一一番一七号　神谷　明文
明文法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神谷　明文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区朱雀正会町二四番地、最後の住所神戸市灘区篠原北町四丁目六番一号
被相続人　亡　和田　きみ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号　神戸ハーバーランドセンタービル一〇階　神戸合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道古平郡古平町大字新地町四五番地、最後の住所神戸市西区糀台四丁目一三番地の四　一〇四号
被相続人　川邉　明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
神戸市中央区小野柄通六丁目一番五号　福興緑ビル三階
相続財産管理人　姥　圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県御所市一四三〇番地、最後の住所奈良県御所市大字柏原一三二〇番地
被相続人　亡　松本智惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
奈良県御所市八五三番地の一
相続財産管理人　司法書士　森井　祐江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市磯壁四丁目二〇〇番地の一パールシティふたかみ三〇五号
被相続人　亡　中垣　公文
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月十五日
奈良県御所市八五三番地の一
相続財産管理人　司法書士　森井　祐江